

産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

- 第1条 この特記仕様書は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に適用する。
- 第2条 産業廃棄物が搬出される建設工事にあつては、産業廃棄物管理票を(財)日本産業廃棄物処理振興センター(<http://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェスト)によりおこなう。
- 第3条 電子マニフェストは、検査時に提示すること。
- 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、農林土木工事共通仕様書によることとし、それにより難しい場合は監督員と協議することとする。